

取組の方向8 質の高い教育環境を整える

現状と課題

学校が、そこで学ぶ児童・生徒に対し、質の高い教育を提供し、保護者が安心、信頼して児童・生徒を託す場となるように教育環境の整備を一層推進する必要がある。

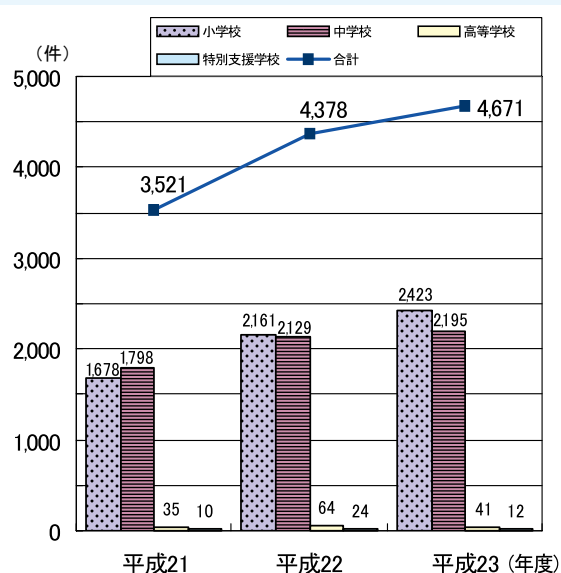
社会の様々な分野においてグローバル化が進み、社会状況が大きく変化する中で、学校が直面する教育課題も複雑化、多様化している。社会状況の変化を踏まえ、教育課題を迅速かつ的確に解決していくためには、学校は組織体として課題解決に当たらなければならない。しかし、校務改善が進んでいないため、校務が副校長や一部の教員に集中しがちである、各職層に課せられた職責を十分果たせず学校が組織として十分機能していない、などの課題がある。

いじめについては、平成23年度は約4,700件のいじめが認知されているが、各学校においてアンケート調査や個人面談を実施し、早期発見・早期対応につなげている。暴力行為は、平成23年度に減少しているものの、依然として約2,400件発生している。さらに、小・中学校の不登校児童・生徒は、約8,800人であり、依然として高い数値を示すなど、子供たちが抱える課題は複雑化、多様化しているといわれている。

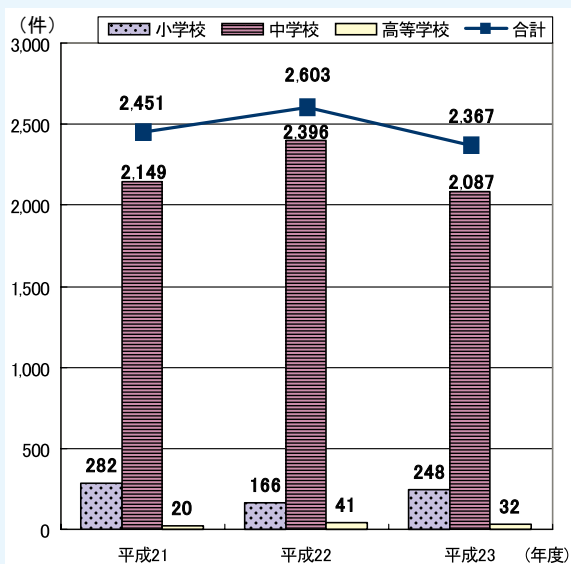
また、障害のある児童・生徒や外国人児童・生徒など、特別な支援を必要としている児童・生徒が増加傾向にある。

加えて、ものづくり人材の育成、グローバル人材の育成など、教育に対する社会からの要請にも応えていく必要がある。これらの多岐にわたる課題を解決するためには、内部の改革を進めるとともに、外部の力を積極的に取り込むことのできる柔軟な学校組織を構築することが必要である。

いじめ認知件数の推移（3年間）



暴力行為発生件数推移（3年間）



不登校児童・生徒数及び出現率（東京都）

校種	不登校児童・生徒数	出現率
小学校	2,015人	0.36%
中学校	6,801人	2.93%

出現率＝不登校児童・生徒数/全児童・生徒数（％）

「平成23年度における児童・生徒の問題行動等の実態について」
（東京都教育委員会）

主要施策 15

都立高校改革推進計画の着実な推進

【施策の必要性】

都立高校には、教育基本法の改正や学習指導要領の改訂の趣旨を踏まえながら、国民や都民の期待に応えるため、課題の解決を図り、更なる改革に向けて、計画的に取り組むことが求められている。

そのため、生徒一人一人の潜在能力を顕在化して伸ばす教育により、真に社会人として自立した人間を育成することを目的に策定した都立高校改革推進計画第一次実施計画（※9）を着実に推進することが必要である。

【施策の内容】

- 自立に必要な知・徳・体を育成し、都立高校卒業時まで、社会人として必要な力を着実に身に付けさせる。
- 現在の日本社会が直面する様々な課題の中で、職業的自立に必要な力を育成し、グローバル社会で活躍する人間を輩出する。
- プロ意識を涵養し、高い専門性と優れた指導力を備えた教員を育て、校長のリーダーシップの下、一丸となって生徒を育成する学校にする。
- 課程、学科やタイプに応じ、生徒の能力を伸ばす教育実践の場を提供する。
- 入学者選抜制度の改善、ICT環境の充実、施設・設備の整備、就学機会の提供など、質の高い教育を支える様々な条件を着実に整備する。

（※9）都立高校改革推進計画は、これからの都立高校が都民の期待に応えるため、課題の解決を図り、今後の展望を明らかにする総合的な計画として平成24年2月に策定したもので、平成24年度から平成33年度までの10年間を計画期間としている。

主要施策 16

東京都特別支援教育推進計画の着実な推進

【施策の必要性】

特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒の自立と社会参加に向けて、特別支援学校における教育環境の整備・充実に取り組むとともに、通常の学級に在籍する発達障害の児童・生徒への支援体制を整備するなど、東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画（※10）を着実に推進することにより、全ての学校における特別支援教育の充実を図る必要がある。

【施策の内容】

- 障害の重度・重複化や多様化などに対応した教育環境を整備するとともに、知的障害特別支援学校の在籍者の増加に適切に対応するため、都立特別支援学校の規模と配置の適正化を図る。
- 個別指導計画等に基づく適切な指導と支援を充実させるとともに、特別支援学級の教育課程の研究・開発に取り組む。

- 小・中学校における特別支援教室の設置や都立高校における特別支援教育推進体制を整備し、全ての学校における特別支援教育の充実を図る。
- 特別支援教育の一層の推進・充実を図るため、専門性の高い人材の育成と確保を進めるとともに、教育と福祉、医療、保健、労働等が連携し、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒の自立と社会参加に向けた取組を推進する。

(※10) これからの東京都における特別支援教育の推進の方向性について、全般的な視点に立って展望を明らかにした総合的な計画「東京都特別支援教育推進計画」における、平成 23 年度から平成 28 年度までの実施計画で、平成 22 年 11 月に策定した。

主要施策 17

子供たち一人一人に応じた手厚い支援体制の構築

【施策の必要性】

いじめ、暴力行為、不登校等の児童・生徒の問題行動等の未然防止や早期発見・早期解決を図るための取組の一層の充実を図る必要がある。また、これらの取組を推進するためには、児童・生徒の心の問題に関して、教員とは異なる立場から深く広範囲かつ専門的な指導ができる心理の専門家による学校への助言・援助が必要である。さらに、複雑化、多様化する児童・生徒の問題行動の背景を踏まえて適切に対応するためには、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて助言・援助等を行うことのできる人材による支援も必要である。

保護者や地域住民の要望が多様化していることを踏まえ、学校のみでは解決困難な問題に対して、公平・中立な立場でその解決に資するため設置した「学校問題解決サポートセンター」を活用し、迅速かつ適切な対応が求められる。

入学直後の小学生に、「基本的な生活習慣が身に付いていない」「自制心や耐性、規範意識が十分に育っていない」ことや、幼稚園、保育所等と小学校との環境や指導方法等の違いなどから起きる「小1問題」に適切に対応するために、就学前教育の充実を図るとともに、小学校が連携の核となり、就学前教育と小学校教育との円滑な接続を図る取組の推進が求められる。

日本語指導の充実や就学機会の周知等を通じて、グローバル化、国際化の進展に伴い、増加する外国人児童・生徒に対する教育を充実させることは、国際都市東京として果たすべき重要な役割である。

【施策の内容】

- いじめ、暴力行為等の未然防止や早期発見・早期解決に向けた取組や、重大な事件・事故が発生した場合の対応の一層の充実を図る。また、臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する臨床心理士等を、都内の全公立小・中・高校にスクールカウンセラーとして配置し、教員とは異なる立場からの助言・援助により、いじめや不登校等の児童・生徒の問題行動等の未然防止や解消に当たる。加えて、過去の重大な事案を基に、いじめ問題に関する総合的な研究を行い、結果を踏まえ指導方法の改善や施策の充実を図る。さらに、教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカー

により、保護者への支援など児童・生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関とのネットワークを活用して対応するなど、問題を抱える児童・生徒に支援を行う仕組みを、区市町村教育委員会と連携し、全小・中学校で活用できるようにすることを旨とする。加えて、問題解決に向けた第三者的相談機能の充実を図る。これらの人材を活用し、児童・生徒の問題行動等に対し、適切に対応するための校内体制づくりを推進する。

- 「就学前教育カリキュラム」及び「就学前教育プログラム」の活用を促進し、幼稚園や保育所等における就学前教育の質の向上及び小学校を拠点とする就学前教育と小学校教育との円滑な接続を図るための取組を推進する。
- 区市町村教育委員会と連携し、就学年齢に達した外国人の子供が円滑に就学できるように、必要な情報を発信するなどの支援を行う。また、就学した外国人児童・生徒が学校の環境に適應できるように支援する。

主要施策 18

学校の組織力の向上

【施策の必要性】

公立小・中学校においては、直面する様々な課題に対し、教職員が組織的に対応するとともに、効率的な学校運営体制を実現することにより教育の充実を図るため、更なる校務の改善が必要である。

また、都立高校においては、学校の個性化、特色化を図り、生徒一人一人の意欲と能力を伸ばす指導を組織的に行うため、組織マネジメント向上の観点から校務の見直しを行い、校長のリーダーシップの下、主幹教諭や主任教諭を活用し、全教員の能力を最大限に引き出す学校経営が求められる。

【施策の内容】

- 公立小・中学校においては、学校経営支援機能の強化、分掌組織の改善、業務の効率化等を図るなどの校務改善を推進する。平成24年5月に、都教育委員会、区市町村教育委員会、校長会・副校長会等の代表者から構成する校務改善推進会議を設置した。この会議において、校務改善の先進的な取組を行っている事例等について情報収集し、小・中学校へ広く周知することにより、都内全ての小・中学校が、積極的に校務改善を推進できるよう支援していく。
- 都立高校においては、外部の専門的調査機関を活用し、学校の業務内容を組織マネジメントの観点から調査分析を行い、主幹教諭や主任教諭の役割の明確化やOJTの推進体制の改善等を内容とする「組織マネジメントモデル」を作成する。これを、モデル校で実践し、成果の検証を行い、全ての都立高校に普及させていく。

【施策の必要性】

都立学校においては、阪神・淡路大震災を契機とし、計画的に校舎等の耐震補強や改築を推進してきた結果、平成 22 年度末までに全ての都立学校の耐震化が完了した。また、区市町村立小・中学校等においては、平成 24 年 4 月 1 日現在、耐震化率は 96.7%となっている。

学校施設が、発災時において、児童・生徒の安全を確保する場となり、応急避難場所として必要な機能が発揮できるよう、引き続き、非構造部材の耐震化など、都立学校及び区市町村立小・中学校等における震災対策の推進が必要である。

また、全都立学校に導入した ICT 機器を活用し、教員や児童・生徒が最新のテクノロジーを授業で体感できる環境を整備するとともに、「よくわかる授業」を実現する必要がある。また、校務情報の一元化により業務の効率化を図るための仕組みが必要である。

芝生の校庭は、子供たちが進んで体を動かしたくなるとともに、自然や生物と身近に触れ合える環境である。また、異学年や地域の人々と共に芝生を育てることを通して、豊かな人間性や社会性などを身に付けることができる。子供たちの健やかな成長にとって芝生は望ましい教育環境であるため、これまでの校庭芝生化の取組を一層推進し、全ての公立学校において、校舎・体育館と同様、必須の教育施設として芝生を整備する必要がある。

【施策の内容】

- 都立学校において、天井材、照明器具、外壁等の非構造部材の耐震化を計画的に実施する。また、区市町村立小・中学校等の校舎等の耐震化支援を引き続き実施するとともに、非構造部材の耐震化についても支援を実施する。
- ICT 機器の更新時期を見据え、最新の機器の導入を検討するとともに、使いやすい機器の配備を進める。また、一人一台の T A I M S（東京都高度情報化推進システム）端末配備の環境を活用し、成績処理推奨ファイルと成績等管理サーバによる成績情報の一元管理を行うとともに、全都立学校に在籍する児童・生徒の指導要録の電子化を図る。
- 都立学校における校庭芝生化事業を継続し、積極的に整備する。また、公立小・中学校の校庭芝生化や校舎の屋上・壁面緑化についても、工事費や維持管理費の補助を継続し、取組を推進する。